

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年5月19日
【報告者の氏名又は名称】 / 1	株式会社フジ
【報告者の住所又は所在地】	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
【最寄りの連絡場所】	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
【電話番号】	(089) 922 - 8112
【事務連絡者氏名】	専務取締役専務執行役員 企画・開発本部長 佐伯 雅則
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
[報告者の氏名又は名称] / 2	株式会社ツルハホールディングス
[報告者の住所又は所在地]	札幌市東区北24条東20丁目1番21号
[最寄りの連絡場所]	札幌市東区北24条東20丁目1番21号
[電話番号]	(011) 783 - 2755
[事務連絡者氏名]	取締役常務執行役員 管理本部長 大船 正博
[代理人の氏名又は名称]	該当事項はありません
[代理人の住所又は所在地]	該当事項はありません
[最寄りの連絡場所]	該当事項はありません
[電話番号]	該当事項はありません
[事務連絡者氏名]	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社フジ (愛媛県松山市宮西一丁目2番1号) 株式会社ツルハホールディングス (札幌市東区北24条東20丁目1番21号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者ら」とは、株式会社フジ(以下「フジ」といいます。)及び株式会社ツルハホールディングス(以下「ツルハHD」といいます。)を総称していいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社レディ薬局をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注9) 本書の対象となる公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)及びツルハHDがこれに続けて実施する公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準を順守して実施されるものです。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

株式会社レデイ薬局

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

(3)【公開買付期間】

平成27年4月14日(火曜日)から平成27年5月18日(月曜日)まで(21営業日)

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,152,600株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(3,152,600株)が買付予定数の下限(3,152,600株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成27年5月19日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	3,152,600(株)	3,152,600(株)
新株予約権証券		
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券()		
株券等預託証券()		
合計	3,152,600	3,152,600
(潜在株券等の数の合計)		()

(注) 公開買付届出書に記載のとおり、公開買付者らは、応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,152,600株)以上、3,163,958株以下の場合には、応募株券等の総数の2分の1ずつ(ただし、端数が生じた場合には、フジの買付予定数についてはこれを切り上げるものとし、ツルハHDの買付予定数についてはこれを切り捨てるものとし、)をフジ及びツルハHDがそれぞれ買付け等を行い、応募株券等の総数が3,163,958株を超えた場合には、応募株券等の総数のうち、1,581,979株までについてはフジが買付け等を行い、それを超える数の応募株券等についてはその全てをツルハHDが買付け等を行うこととしておりましたが、フジ及びツルハHDが買付け等を行った「株式に換算した買付数」の内訳は以下のとおりです。

公開買付者名	株式に換算した買付数
フジ	1,576,300株
ツルハHD	1,576,300株

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者らの所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	68,501
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	1,027
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成26年8月31日現在)(個)(g)	107,742
買付け等後における株券等所有割合 ($(a+d) / (g+(b-c)+(e-f)) \times 100$)(%)	64.53

- (注1) 「報告書提出日現在における公開買付者らの所有株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、フジ及びツルハHDがそれぞれ所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注2) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、各特別関係者が所有する株券等(令第7条第1項各号に掲げる場合に係る株券等を含み、対象者が所有する自己株式及び特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者が所有する株式を除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成26年8月31日現在)(個)(g)」は、対象者が平成27年1月9日に提出した第49期第3四半期報告書に記載された平成26年8月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)を記載しております。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数(上記四半期報告書に記載された平成26年8月31日現在の単元未満株式300株から、平成26年8月31日現在の対象者の保有する単元未満自己株式53株を控除した247株に係る議決権の数である2個)を加えて、107,744個を分母として計算しております。
- (注4) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。